

一般社団法人日本障害者カヌー協会
アンチ・ドーピング規程

(総則)

第 1 条

ドーピングはスポーツと医学の倫理に反する。

一般社団法人日本障害者カヌー協会(以下「本会」という)は、公益社団法人日本カヌー連盟、公益財団法人日本パラリンピック委員会(以下「JPC」という)、国際パラリンピック委員会(以下「IPC」という)、世界アンチ・ドーピング機構(以下「WADA」という)および、国際カヌー連盟(以下「ICF」という)の医事関連規定を尊重し、アンチ・ドーピングを推進する。

第 2 条 本会は、ドーピングを禁止する。

第 3 条 ドーピングとは、WADA規定(WADA code)に規定された禁止物質の使用および方法の行使である。

第 4 条 本会は、本会に加盟している全ての競技者を対象としてドーピング検査を行う。

第 5 条 第 4 条に規定される競技者は、本会から要請があった場合には、ドーピングの検査を受けなければならない。検査を拒否した場合は、ドーピング検査陽性と見なされる。

第 6 条 本会は、ドーピングを行った競技者に対して本会倫理規程に定める処分を課す。競技者にドーピングを強要したり、勧めた者、また手助けしたり、容認した者にも本会倫理規程に定める処分を課す。

第 7 条 競技者から禁止物質が検出された場合には、ドーピングの推定を反証する責任は当該競技者にある。(本会が実施するドーピング検査)

第 8 条 ドーピング検査は、事前の通告をもって、またはこれ無しに実施される。

第 9 条 ドーピング検査は、本会アンチ・ドーピング関連の委員会が任命する検査員が、検査員の指定する場所において実施する。

第 10 条 検体採取は、別に定める手続きに従って行う。検体の分析結果に影響するとは考えられない些細な手続きの違いは、結果に対する影響はないものとする。

第 11 条 検体の分析は、IPC公認の検査機関で行う。（結果の通知と処分）

第 12 条 検査機関からの検査結果は、本会アンチ・ドーピング関連の委員会よりJPCアンチ・ドーピング委員会およびWADAに文書通知する。

第 13 条 A検体が陽性であった場合には、当該競技者は、通知を受けてから 14 日以内にB検体の確認検査を要求できる。競技者が確認検査要求の権利を放棄するか、14 日以内に確認検査を要求しない場合には、ドーピング検査陽性と認定される。

第 14 条 B検体の検査には、本会、JPC各 1 名の委員と当該競技者または代理人 1 名が立ち会うことができる。

第 15 条 B検体の検査結果は、本会アンチ・ドーピング関連部署の責任者または代理人に報告される。本会アンチ・ドーピング関連部署の責任者は本会会長、JPC会長に報告する。

第 16 条 B検体が陽性の場合には、ドーピング検査陽性とされる。ドーピング検査陽性の場合には本会は、当該競技者並びに関わりのあったものに対して本会倫理規程に定める処分を課す。

（処 分）

第 17 条 競技者に対する処分は、本会コンプライアンス規程に従うものとする。また、JPC、IPC、WADA、の定めに従うものとする。

附則

この規程は 平成 29 年 4 月 23 日 から施行する。